

障害者差別解消法・条例 について

差別解消法の概要

- ◆ 不当な差別的取扱いの禁止
- ◆ 合理的配慮の提供

不当な差別的取扱い

- ◆ 障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否・制限・条件をつける（＝障害者の権利利益を侵害）することは禁止。
- ◆ 正当な理由に相当するか否かは、個別の事案ごとに判断が必要

具体例

障害を理由として、正当な理由がなく、以下のような対応をすると、「不当な差別的取扱い」となるおそれがあります。

- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否すること。
- 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行うこと。
- 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げること。



合理的配慮の提供

障害のない方と同等の機会を保障する（＝社会的障壁を除去する）ために、障害のある方が配慮を申し出た場合には、**負担が大きすぎない（＝過重な負担のない）範囲で**、必要かつ合理的な取組を行わなければならない。

合理的配慮の提供 義務化

- ◆ 令和3年5月に成立した「改正障害者差別解消法」により令和6年4月1日から「合理的配慮の提供」の義務化が全国的にスタート
- ◆ 都条例では、平成30年条例施行時から事業者に対する「合理的配慮の提供」を義務化

合理的配慮義務の対象者

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関等	禁止	法的義務
民間事業者	禁止	法的義務 ※令和6年 4月1日施行

具体例

障害者からの申出を踏まえて、以下のような対応をすることが合理的配慮の提供の例となります。

- 障害の特性を踏まえ、手話、点字、拡大文字、絵や写真カードやタブレット端末などのコミュニケーション手段を用いる。
- 代筆が問題のない書類について、本人の意思を十分に確認しながら代筆する。
- 段差がある場合に、簡易スロープ板などを使って補助する。



東京都障害者差別解消ハンドブック



- ◆ 令和6年4月改定
- ◆ 法令解説
- ◆ 障害特性について
- ◆ 具体的な対応方法 等

HPにてデータ公開

東京都の取組

障害者理解促進のための特設サイト「ハートシティ東京」



東京都福祉局



心のバリアフリー つながるやさしさ
ハートシティ東京

文字サイズ 標準 大きく

背景色 黒 青 白

[都庁総合ホームページ](#)

検索

MENU



障害を知る



相談先を知りたい(障害者虐待・差別)



東京都からのお知らせ

- 令和6年4月1日
▶ 法改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務です。詳細は、[障害者差別解消法のページ](#)をご覧ください。
- 令和5年10月16日
▶ 内閣府が[障害者差別に関する相談窓口の試行事業「つなぐ窓口」](#)をスタートしました！
- 令和5年8月4日
▶ 内閣府が「[障害者の差別解消に関する事例データベース](#)」を公開しています。
- 令和5年5月1日
▶ 「[障害者差別・虐待の相談受付フォーム](#)」の運用を始めました！

[一覧へ](#)

障害者差別解消法

合理的配慮の提供とは？



具体的にすべきことは？

**R6年4月1日～
事業者による「合理的配慮の提供」
は義務となりました！**



ヘルプマーク
HELP MARK
事業者・企業向け



ヘルプカード
HELP CARD

[このサイトについて](#) [サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [アクセシビリティ方針](#)